

“ペット条例” 住民説明会

小笠原村愛玩動物の適正な
飼養及び管理に関する条例

令和2年2月



ペット条例ができたら…



これまでの経緯



2015年から2020年1月まで「愛玩動物による新たな外来種の侵入・拡散防止に関する地域課題ワーキンググループ」において制度等を検討



今年度、住民説明会や飼い主懇談会を開催し、条例案を説明するとともに、その意見を踏まえ、条例内容を再検討



これから予定



◆令和元年度3月：村議会上程

※これ以降のスライドは、当条例が議会での承認を得た場合の説明となります。

◆令和2年度～：ペットの飼養登録準備

◆令和3年度～：ペットの飼養登録制・適正飼養等を先行導入

◆令和4年度以降～動物の持込み申告制、ペットの持込み制限を段階的に導入

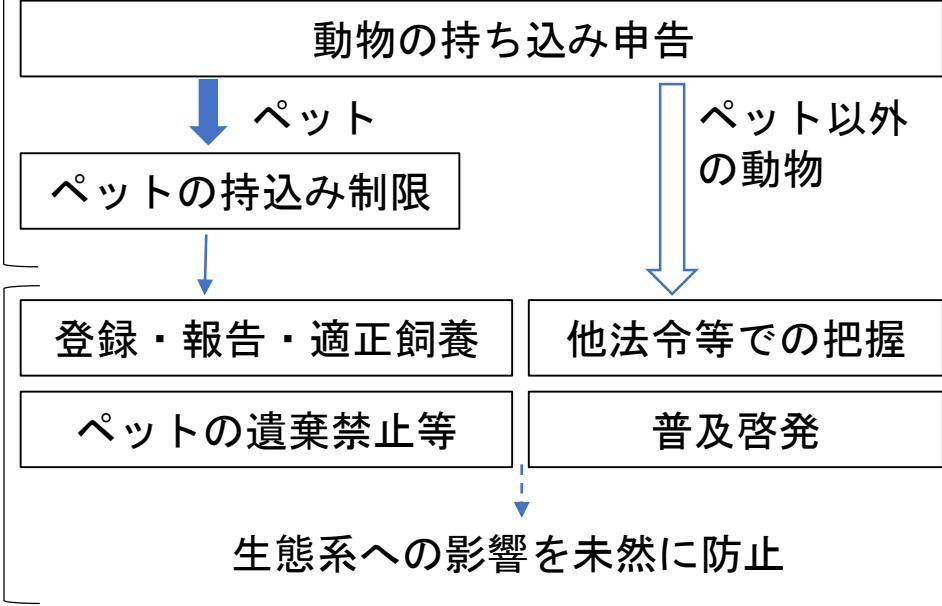
＜条例完全施行した場合の動物の取扱イメージ＞



村外

村内

動物



ペット条例の目的(第1条)



ネコ対策の経験を活かし

“ネコ条例”から“ペット条例”へ



背景



20年来の集落と山域のネコ対策

写真：小笠原自然文化研究所

→飼いネコをきちんと飼うことが浸透

→希少な動物であるハトなどをよく目撃

目標

◆人とペットと野生動物の共存を実現

◆小笠原固有の自然環境の保全

手段

◆環境衛生の保持



◆生態系への被害の未然防止



ペットの飼養登録の義務(第8条)

犬・猫に限らず、
全てのペットを飼う際は“登録”を

登録対象

村内に30日以上、下記の動物がペットとして住む場合
(既に飼っている犬・猫以外のペットも含む)

・ ほ乳類 (イヌ、ネコ、ウサギ、モルモット、ハムスターなど)
・ 鳥類 (インコなど) ・ 爬虫類 (カメなど)
・ 昆虫類 (カブトムシなど) ・ 魚類 (金魚、グッピーなど)

登録対象外

- ・ 島内で昆虫類や魚介類等を採取して一時的に飼う場合
- ・ 観光でペットと共に一時的に滞在する場合
- ・ 既に登録しているネコ (ネコ条例) ・ イヌ (狂犬病予防法)

登録後

- ・ ペットの飼養登録証が交付、毎年度の飼養状況の報告



令和2年度中に、
事前登録を開始予定です。
令和3年4月1日から、
本登録開始予定です。



ペットの適正飼養の義務（第9条）

その1

きちんと飼ってもらうための、 “お願い”から“義務”へ



環境衛生の保持（登録に有無にかかわらず全てのペットが対象）

ペットのふん尿などの汚物を適正に処理する



終生飼養（登録した全てのペットが対象）

最期までペットの命を大切に、きちんと飼う。



個体識別（まずは登録した犬、猫のみ。他は努力義務）

- ・飼い主としての自覚と責任をもつ。
- ・逃げても飼い主が誰か分かるようにする。
- ・犬：鑑札と注射済票（継続義務）、マイクロチップを装着（努力義務→義務）
- ・猫：マイクロチップと首輪の装着（継続義務）



令和3年4月1日
から、義務化
予定です。



ペットの適正飼養の義務(第9条)

その2

きちんと飼ってもらうための、 “お願い”から“義務”へ



繁殖制限 (まずは登録した犬、猫のみ。他は努力義務)

- ・みだりに繁殖させず、飼養放棄や生態系への被害を防ぐ。
- ・犬、猫：避妊・去勢手術(努力義務→義務)

※避妊・去勢手術の補助制度も検討していきます。

令和3年4月1日
から、義務化
予定です。

飼養数制限 (まずは、登録犬、猫のみ)



- ・多頭飼養による飼養放棄や生態系への被害を防ぐ。
- ・犬、猫：5頭まで(新規義務)

※現在、5頭以上飼っている世帯は村内にありません。



犬、猫以外のペットの具体的措置については、
飼養実態を踏まえ、今後も検討していきます。

ペットの遺棄の禁止等(第10条)

捨てない！



逃がさない！



対象：登録に有無にかかわらず全てのペット

※生態系への被害を未然に防止し、または、
そのリスクを減らします。

令和3年4月1日
から開始予定です。



遺棄の禁止

→みだりにペットを棄てない



逸走の防止

→室内飼養の徹底など、逃げ出さないように工夫する。



通報・搜索

→万が一逃げ出したら、役場に通報し、
自らの責任において搜索する。



動物の持込み申告の義務(第7条)

村外から動物を持ち込む際は、
事前に“申告”を！



申告対象：全ての動物
ペット、産業動物、学校動物、
実験動物、保全動物 など
※村内で30日以上飼うために持ち込む際は、
飼養登録もお願いします。



令和4年度以降、
開始予定です。



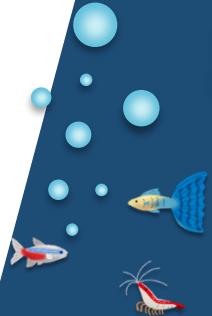
申告内容：飼養目的など



具体的な申告内容・方法は、今後も検討し、
条例の広報をと申告の受付体制の準備をしていきます。



ペットの持込みの制限（第6条）



村外から持ち込めるペット 種類を“制限”予定

第1段階

持ち込める種類を検討するため、村内のペット飼養状況（第8条）、村外からのペット持ち込み状況（第7条）を把握していきます。



第2段階

飼養目的がペットの場合、“適正飼養が担保され、犬、猫など管理の徹底の見込みがある種類”に、持ち込んでよいペットを限定する予定です。

※犬・猫以外のペットは、適正飼養の担保等も含め、今後も検討していきます。
(愛玩動物WG案：いえうさぎ、モルモット、ハムスター)

第3段階

制限を開始する前に、専門家の助言や、審議会（第12条）への諮問等を行います。



他の取組を段階的に進めていくため、令和5年度以降の予定です。



協力のお願い(第11条)



これまでどおりの
ご協力をお願いします



村民、観光客のみなさまへ

→野外にいる動物に、みだりに餌や水を
与えないようにお願いします。

※例えば、ノラネコに餌をあげる など

令和3年4月1日
からの予定です。

..



飼い主のみなさまへ

→ネコ条例の「飼い主の会」を充実させていく予定です。

引き続き、加入とご協力をお願いします。

→会員向けに、ペットの適正飼養や動物対処室に関する情報等を
郵送やメールなどでお送りします。

→「飼い主の会」を中心、「村外から持ち込んでよいペット」
について議論することも考えています。



罰則等(第13条～第15条)



ペットの 適正飼養と管理の徹底を！



検査

- 条例の運用に必要な範囲で、ペットや飼養場所の確認検査を行うことがあります。



令和3年4月1日
からの予定です。

行政指導・処分

- 違反した場合は、行政指導又は勧告をすることがあります。
- さらに悪質な場合は、改善するよう命令をすることがあります。
- そのほか、ペットが生態系にとって著しいリスクがある可能性があれば、抑留、隔離、村外搬出等の措置を講ずるよう命令をすることがあります。



過料

- 命令に従わない場合は、5万円以下の過料となります。
- 無断・嘘により、動物の持ち込み、ペットの飼養を行った場合は、2万円以下の過料となります。

